

石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第十四条 略</p> <p>第五章 雑則 (室の設置等)</p> <p>第十五条 本庁の分課、出先機関及び教育機関等の分掌事務の円滑な施行をはかるため臨時に必要がある場合は、室を設置し、又は職員を所要の地に駐在させるための駐在地を指定することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>第十六条 略</p>	<p>第一条～第十四条 略</p> <p>第五章 雑則 (室の設置等)</p> <p>第十五条 分課 の分掌事務の円滑な施行をはかるため臨時に必要がある場合は、室を設置し、又は職員を所要の地に駐在させるための駐在地を指定することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>第十六条 略</p>